（様式第２号）

鹿鉄協第　号

平成　年　月　日

（申請者）　様

鹿児島県鉄道整備促進協議会会長

鹿児島県知事　三反園　訓

鹿児島県鉄道整備促進協議会

鹿児島県在来線鉄道利活用支援事業　採択について（通知）

平成　年　月　日付けで申請がありましたこのことについて，審査の結果，採択することとし，当該事業の補助金について，次のとおり内示します。

なお，事業執行に当たっては下記条件を遵守してくださるようお願いいたします。

記

１　補助金内示額

|  |  |
| --- | --- |
| 商品名 | 補助金内示額 |
|  |  |

２　補助金交付の条件

1. 作成するチラシ等については，①商品名（タイトル）②催行期間③旅行代金④旅行代金に含まれるもの（ＪＲ券代，お弁当代等）⑤募集人数（又は最小催行人員）⑥旅程を明記してください。また，写真（鉄道と「鹿児島のウェルネス」に関連する写真をそれぞれ１枚以上）を挿入してください。
2. 実績報告書は，旅行商品の全催行終了日から30日以内に，実績報告書に，①補助対象経費の支出に係る領収書等の証拠書類②送客実績を確認できる書類（参加者名簿，商品コード番号を付した自社様式の送客実績集計表など実績を確認できる書類に自社の内容証明印を押印したもの等）③通帳の写し及び④作成した情報媒体を添付の上，提出すること。
3. 補助金の確定は，前項⑵の実績報告書及び請求書の受理，内容審査後とし，支払は指定口座への振り込みとする。
4. 申請時点における企画内容等を変更する場合は，速やかに本協議会へ連絡するものとする。
5. 前項⑷の変更連絡を故意に怠った場合，本補助金交付の条件（終了報告書の提出期限を含む）を履行できない場合，又は虚偽の申請及び終了報告を行った場合は，補助金額の減額，補助金交付決定の取消しを行うことがある。

　なお，天変地異その他，申請者の責に帰することのできない理由がある場合は，この限りではない。この場合における助成額及び事業内容の変更は，申請者と協議会が協議して定めるものとする。

【お問合せ先】

 鹿児島県鉄道整備促進協議会事務局

 鹿児島県企画部交通政策課幹線交通係

担当：南，大園

 TEL：０９９－２８６－２４６５（直通）

 FAX：０９９－２８６－５５３３

 E-mail：kansen@pref.kagoshima.lg.jp